平成２８年（フ）第５３１号
京都市伏見区醍醐合場町20番地３　ＳＪＳ醍醐305号、前住所京都市伏見区桃山南大島町67番地66　サンヴィラ桃山101号
債務者　羽鳥　健一
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
堺市東区丈六287番地５　セジュールオギタ105号
債務者　福島　康裕
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
堺市東区日置荘西町７丁20番58号
債務者　濵井　健臣
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
堺市南区桃山台３丁２番１―1001号
債務者　田村　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
堺市北区船堂町１丁16番57号
債務者　中村優佳子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
堺市中区陶器北234番地16
債務者　岩原　美幸
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番332―502号
債務者　昌暎商会こと　堀部　幸雄
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目30番地20（チェリーヒルズ201号）
債務者　下川路真理
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５号
群馬県太田市八幡町23番32―305号
債務者　高橋　敦子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５０号
静岡県富士市今宮619番地の17、前住所静岡県富士市今宮578番地の２
債務者　前田千恵子
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０号
和歌山県田辺市稲成町297番地の３　203、前住所和歌山県田辺市中万呂782番地の137
債務者　畑山　誠一
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第１８３２号
大阪市東住吉区西今川４丁目16番13号
債務者　山本喜代子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７５号
大阪府東大阪市長田２丁目13番11号
債務者　富永　寛子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２９４号
大阪府寝屋川市点野６丁目４番12―103号
債務者　和田　　晃
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２６号
大阪府高槻市栄町２丁目11番９号
債務者　菊池　　勲
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
愛知県豊川市古宿町中通87番地の２　ガーデンコートＥＬＬＥ202号
債務者　ダイニング太陽の家こと　中村　真貴（旧姓水元）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１８４号
岡山市南区洲崎３丁目８番21号グリーンコーポ102
債務者　石川　　豊
1　決定年月日時　平成28年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部